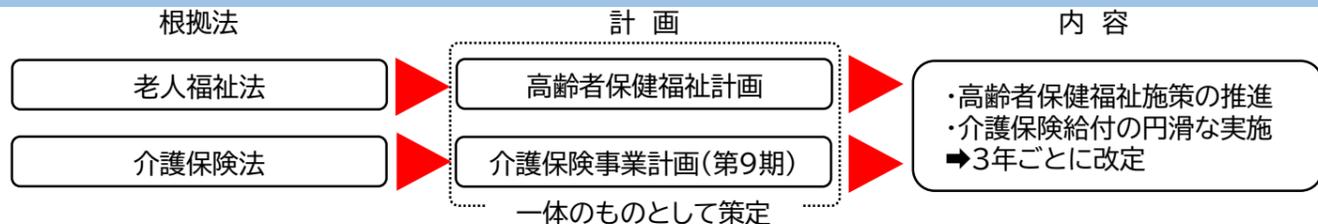


第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

P1～

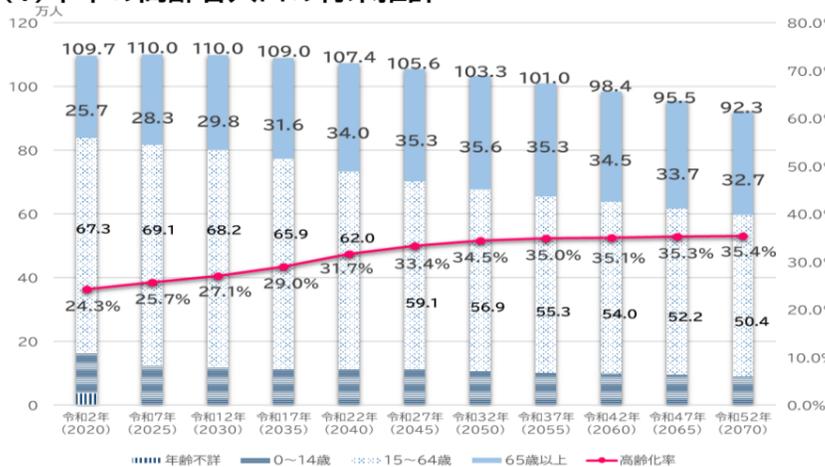


※令和5年6月に公布された認知症基本法に基づく、市町村認知症施策推進計画として位置付けることも含めて検討中。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

P6～

(1)本市の高齢者人口の将来推計

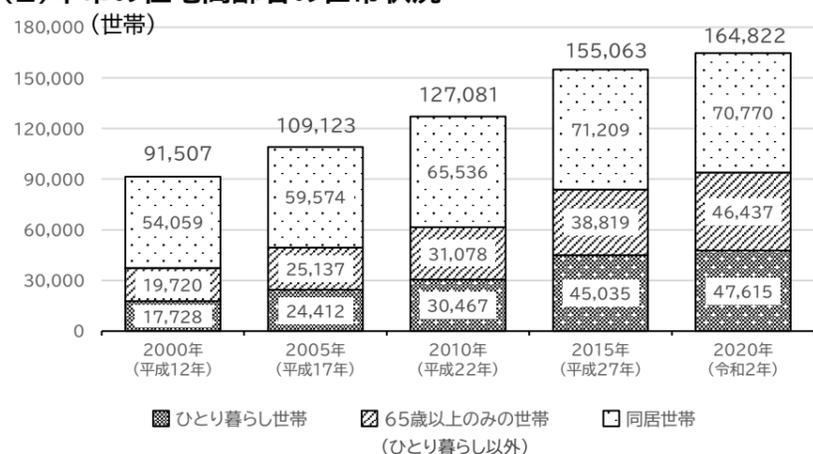


○65歳以上人口  
令和 2年(2020年):約26万人  
令和32年(2050年):約36万人

○15～64歳人口  
令和 2年(2020年):約67万人  
令和32年(2050年):約57万人

※令和2年は国勢調査結果(高齢化率は年齢不詳を除いて算出)、令和7年以降は「仙台市将来人口推計」(仙台市まちづくり政策局資料)より作成

(2)本市の在宅高齢者の世帯状況



○高齢者のひとり暮らし世帯  
平成12年(2000年):約1.8万世帯  
令和 2年(2020年):約4.8万世帯

○高齢者のみ世帯(ひとり暮らし除く)  
平成12年(2000年):約2.0万世帯  
令和 2年(2020年):約4.6万世帯

※国勢調査結果より作成

(3)介護保険事業特別会計への一般会計繰出金決算額の推移



○一般会計における介護保険事業特別会計への繰出金(※)  
平成12年度(2000年): 33億円  
令和 2年度(2020年):121億円

※介護保険事業は介護保険法の規定に基づき特別会計を設けており、その財源の一部を一般会計で負担しています。当該会計では、介護サービスの費用や地域包括支援センターの運営費等を支出しています。

【現状を踏まえた課題認識】

- 少子高齢化の進展により支えられる世代が増加し、支える世代が減少することに加え、後期高齢者の増加に伴い、支援ニーズの重度化や介護給付に係る負担の増加が想定される
- 高齢者のひとり暮らし世帯等の増加に伴い、従来家族・地域等が受け止めてきた高齢者の支援ニーズの複雑化と顕在化が想定される

第3章 今後の高齢者施策を推進していく上での視点及び方向性

P42～

(1)高齢者を取り巻く社会構造等の変化を踏まえた視点

- 人口構造の変化を見据えた高齢者施策の持続性の確保  
→支えられる世代の増加と支える世代の減少を見据えた、高齢者施策の持続性の確保が必要
- 世帯構成の変化等により顕在化・複雑化するニーズへの対応の強化  
→従来、家族・地域等が受け止めてきた高齢者の支援ニーズの顕在化と複雑化が懸念され、ニーズの把握とそれに対応するための体制づくりの強化が必要
- 環境の変化や技術革新への適応  
→コロナ禍による生活様式の変容やデジタル技術の進展など、高齢者を取り巻く社会環境が短期間で大きく変化するとともに、個人の価値観の多様化も進行しており、変化に合わせた柔軟かつ適切な対応が必要

(2)前計画の実績を踏まえた視点

- 地域での介護・フレイル予防、健康づくりの取り組みによる健康寿命の延伸
- 高齢者が生きがいを持ち、意欲的に活動することができる環境の整備
- 安心して自立した生活を続けるためのきめ細かな支援の充実
- 高齢者の複雑化する課題の解決に向けた地域資源の連携の強化
- 認知症の人と家族が活躍できる機会や場の創出と、認知症への正しい知識・理解を深める取組の推進
- 中長期的な需要を捉えた介護サービス基盤の整備
- 多様な介護人材の確保・育成と意欲的に働き続けられる環境づくりの推進

(3)今後の高齢者施策を推進していく上での方向性

- 高齢者が意欲的に社会で活躍し続けられるよう、保健事業等についてコロナ禍の影響からの回復を図ることはもとより、健康寿命の延伸、介護・フレイル予防や保健事業の強化に向けた取り組みの充実を図る
- 人口構造が変化していく中においても高齢者施策の持続性を確保していくため、デジタル化社会への適応を図るとともに、市民の機運を醸成しながら協働して取り組む施策の強化を図る
- サービス需要の増加や複雑化へもきめ細かく対応できるよう、地域全体の結びつきをより強化し、共生社会の実現に向けた取り組みの推進を図る
- 将来にわたって介護サービスが安定的に提供されるよう、計画的な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、多様な介護人材の確保に向けた取り組みの推進を図る

第4章 基本理念・基本目標・施策の体系

P45～

第5章 高齢者保健福祉施策の推進

P52～

基本理念

共に支え合い、生涯自分らしく暮らし続けられる社会の実現

本計画では、上位計画である「仙台市基本計画」や「せんだい支えあいのまち推進プラン(仙台市地域保健福祉計画)」をはじめとした本市の関連計画、高齢者保健福祉施策を推進していく上での今後の取り組みの方向性を踏まえるとともに、多くの市民の理解を得ながら、共に計画の推進を図ることができるよう、基本理念を定める。

基本目標

高齢者が健康で生きがいを感じながら、心豊かに自分らしく活躍することができるとともに、地域で共に支え合い、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けることができる社会を実現します

基本理念を踏まえ、社会が急速に変化する中であっても、高齢者を含めた地域全体の支え合いのもと、一人ひとりが持つ多様性を尊重しながら、将来にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指すことを基本目標とする。

【方針1】社会の変化に対応しながら、高齢者が健康で自分らしく活躍することができるような取り組みや環境づくりを進めます

## （施策1）高齢者の健康と生きがいを支える取り組みや、地域づくりへの支援の充実

- （1）介護・フレイル予防、健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備
  - ・フレイルサポーターによる市民協働でのフレイル予防活動の拡充
  - ・フレイルのリスクが高い地域の高齢者のセルフケアに対する意識向上
  - ・アフターコロナにおける社会の変化に対応したセルフケアへの支援の実施
  - ・地域活動の場などでのオーラルフレイル予防に取り組むための機会づくり
  - ・ICT等を活用したフレイル予防に向けた取り組みの推進
  - ・介護予防・健康づくりの取り組みの推進に向けた、民間活力の導入 など
- （2）スポーツ活動への支援
  - ・高齢者運動教室の開催
  - ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣 など

## （施策2）高齢者の意欲と経験に応じた活躍を後押しする取り組みや、環境づくりの推進

- （1）多彩な生涯学習の展開
  - ・豊齢学園における生涯学習と社会貢献活動を担う人材育成
  - ・eスポーツを活用した生きがいづくり・健康づくりのイベント開催 など
- （2）社会参加活動の推進
  - ・シルバー人材センターによる臨時的・短期的な就業機会の提供
  - ・敬老乗車証制度の運用による外出支援 など

## （施策3）社会の変化へ柔軟に対応する取り組みの強化

- （1）感染症の影響により生じた変化に対応する取り組みの推進
  - ・専門職を活用したフレイル予防の普及啓発と、早期発見・早期支援の推進 など
- （2）高齢者の家族構成等の変化に対応する取り組みの強化
  - ・技術の進展を踏まえたひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの運用の見直し など
- （3）高齢者を取り巻く環境の変化に対応する取り組みの強化
  - ・持続性の確保に向けた敬老乗車証制度の見直し など

【方針2】地域で共に支え合い誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの体制を強化します

## （施策4）地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな支援の充実

- （1）暮らしを支える多様な支援
  - ・住民主体による訪問型支え合いサービスの実施 ・食の自立支援サービスの実施 など
- （2）安心できる暮らしの確保
  - ・災害時要援護者情報登録制度 ・災害時要援護者個別避難計画作成に向けた検討 など
- （3）高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
  - ・仙台市成年後見総合センターにおける成年後見制度等に関する相談等 など
- （4）適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり
  - ・住宅改造費助成制度のあり方検討 ・住宅セーフティネット制度の情報提供 など

## （施策5）地域の多様な主体が連携する支え合い体制づくりの取り組みの強化

- （1）地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援
  - ・生活支援コーディネーターを中心とした地域資源の拡充
  - ・民生委員児童委員と連携した見守りと支援のきっかけづくり
  - ・住民主体による訪問型生活支援団体の立ち上げ支援 など
- （2）専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援
  - ・地域ケア会議や「つながる会議」を通じた多職種・多機関の連携強化
  - ・医療と介護の情報共有など、効果的な地域包括ケアシステムのあり方の検討 など
- （3）地域包括支援センターによる支援の充実
  - ・総合的な相談支援機能の充実
  - ・ICTを活用した介護予防ケアマネジメント業務や、介護・フレイル予防業務の効率化の検討 など

## （施策6）認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進

- （1）市民一人ひとりが認知症への理解を深め、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広げる取り組みの推進
  - ・認知症の人とともに、新しい認知症観を広げるための動画・HP等を作成 など
- （2）認知症の人の生活におけるバリアフリー化と共生社会づくりの推進
  - ・認知症の人が安心して買い物ができる体制づくりの検討 など
- （3）医療・介護専門職等の多職種連携による認知症への対応力の強化
  - ・かかりつけ医、認知症サポート医、その他医療専門職や介護職、地域関係者の連携の促進 など

【方針3】将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう持続可能な体制を構築します

## （施策7）中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備

- （1）介護サービス基盤の整備
  - ・計画期間(令和6～8年度)内の整備量の目標(整備量については、現時点の見込み)
  - ・特別養護老人ホーム 230人分 ・介護老人保健施設 整備なし
  - ・認知症高齢者グループホーム 162人分 ・特定施設入居者生活介護 300人分
  - ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護 11事業所
- （2）サービスを提供する事業所・施設への支援
  - ・ケアプラン点検による質の高いケアマネジメントのための支援 など

## （施策8）介護人材の安定的な確保・育成に向けた支援の充実と介護業務の効率化の推進

- （1）将来を見据えた介護人材の確保のための取り組みの推進
  - ・事業者における外国人材の受け入れに向けた機運の醸成と受け入れやすい環境整備
  - ・高校生や保護者・教員に向けた広報・啓発活動の検討 など
- （2）継続して働く意欲を高めるための取り組みの推進
  - ・介護職員の定着促進に向けた、処遇改善加算の適切な運用の確保と国への働きかけ など
- （3）介護人材の資質の向上に向けた取り組みの推進
  - ・在宅医療・介護に携わる多職種をはじめとした、各職種に向けた研修の実施 など
- （4）業務の効率化に向けた取り組みの推進
  - ・介護サービス事業所における電子申請・届出システム的环境整備
  - ・ICTを活用した要介護等認定業務の効率化 など

仙台市高齢者保健福祉計画  
・介護保険事業計画

(令和6～8年度) 中間案 抜粋

令和5年11月  
仙台市

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(令和6～8年度) 中間案

= 目 次 =

|      |                           |     |
|------|---------------------------|-----|
| 第1章  | 計画策定の趣旨と位置づけ              | 1   |
| 第2章  | 高齢者を取り巻く現状と課題             | 6   |
| 第3章  | 今後の高齢者施策を推進していく上での視点及び方向性 | 42  |
| 第4章  | 基本理念・基本目標・施策の体系           | 45  |
| 第5章  | 高齢者保健福祉施策の推進              | 52  |
| 第6章  | 介護保険対象サービスの見込量            | 90  |
| 第7章  | 介護保険事業の円滑な運営に関する方策        | 94  |
| 第8章  | 介護保険事業に係る費用の見込み(試算)       | 104 |
| 付属資料 | 用語解説                      | 111 |

# 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

## 1 計画策定の趣旨

高齢者人口がピークとなる令和 22(2040)年が間近となるなか、本市においても高齢者数は増加を続けており、令和2年の国勢調査における 65 歳以上の高齢者人口は 25 万 7 千人と、本市人口の約4人に1人が高齢者という状況になっています。

こうした状況のなか、高齢者を取り巻く環境についても、コロナ禍による生活様式の変化や働き方改革による就業構造の変化、デジタル化の進展などにより大きく変容しており、今後の高齢社会に向けた、高齢者の意欲と能力に応じて力を発揮できる社会の構築や、時代の潮流に合わせた柔軟で適時適切な取り組みが求められています。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 18 年に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定して以降、3年ごとの見直しを重ねてまいりました。今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としつつ、少子高齢化による様々な課題が想定される中においても、中長期的な視点を持ちながら社会の変化に柔軟に対応し、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた各種施策の展開を図るものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1)法令上の根拠

本市においては、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の市町村老人福祉計画として、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の市町村介護保険事業計画としてそれぞれ位置づけており、それぞれの法令等に基づき、両者を一体のものとして策定しています。

また、令和 5 年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務とされています。本市では、高齢者施策と連携のもと、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、認知症基本法第 13 条における市町村認知症施策推進計画を本計画と一体的に策定する方向で検討しています。

### ●高齢者保健福祉計画

「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」「市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」(市町村老人福祉計画・老人福祉法第 20 条の 8)

●介護保険事業計画

「市町村は、基本指針(注)に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」  
(市町村介護保険事業計画・介護保険法第117条)

(注):基本指針…「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示)

●認知症施策推進計画

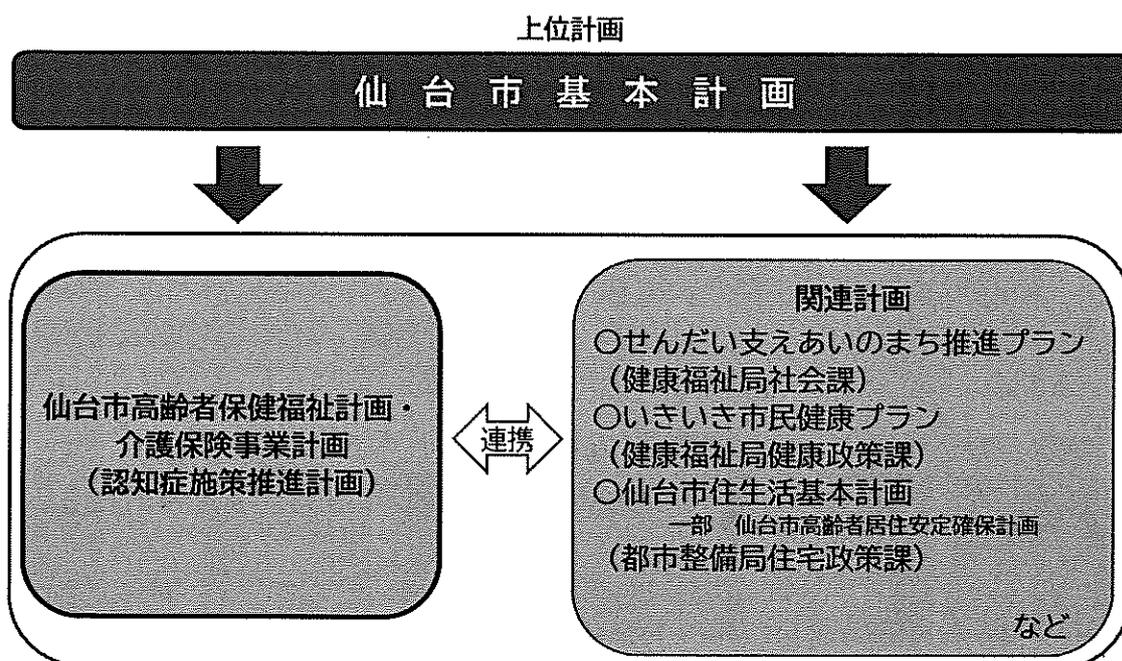
「市町村は基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。」「市町村計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。」(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条)

## (2)他計画との関係

本市では、令和 3 年 3 月に「仙台市基本計画」を定め、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City”SENDAI ～」というまちづくりの理念のもと、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」など 4 つの目指す都市の姿を示しています。

この目指す都市の姿の実現に向け、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む、8つのチャレンジプロジェクトを掲げており、その中で、本計画に関連するものとして、「心の伴走プロジェクト」では「多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる」を、「地域協働プロジェクト」では「多様性を力に変える地域をつくる」を、「ライフデザインプロジェクト」では「自分らしい生き方が実現できる環境をつくる」を、それぞれ目標とし、その達成に向けて取り組むこととしています。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえるとともに、「せんだい支えあいのまち推進プラン」など関連する本市の計画と連携のうえ、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。



## 3 計画の期間

計画期間は、令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度までの 3 年間で、介護保険事業計画としては第 9 期となります。

#### 4 計画の点検・評価・進捗状況の管理

毎年度、本計画に基づく各種施策の達成状況の点検・評価に加えて、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に基づく点検を実施することにより、進行管理を行います。また、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会及び仙台市介護保険審議会に進捗状況を報告し、その内容について審議するとともに、市民に向けた積極的な情報提供を行っていきます。

##### ※【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会】

学識経験者や社会福祉事業の従事者などで構成し、さまざまな高齢者に関する施策について、審議を行います。

##### ※【仙台市介護保険審議会】

被保険者の代表者や、学識経験者、保健・医療関係者などで構成し、主に介護保険事業の円滑な運営について、審議を行います。

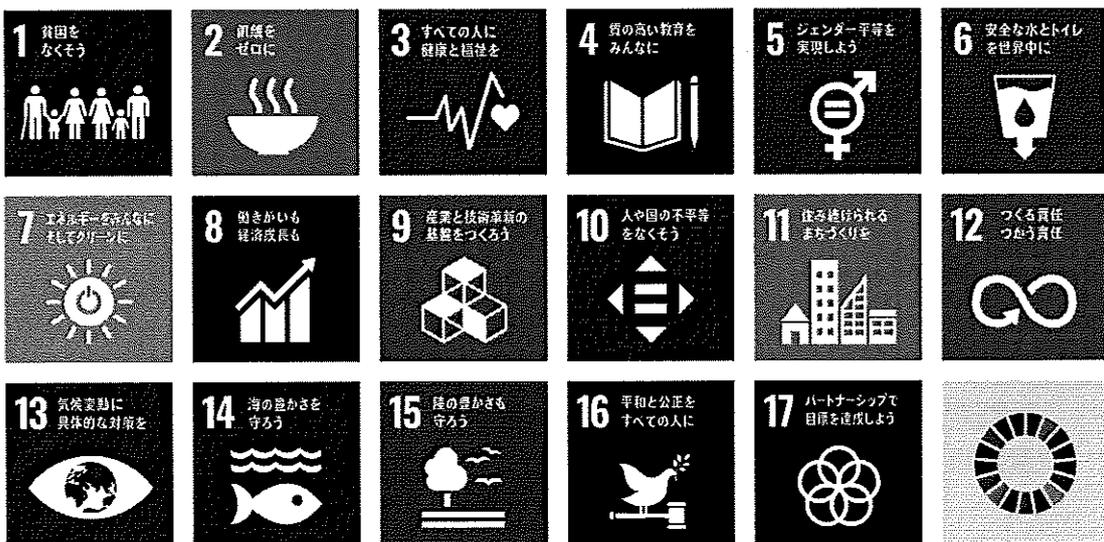
#### 5 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール(目標)を定めています。

本計画では、17の目標のうち、8つの目標(1、3、4、8、10、11、16、17)が特に関連することから、それぞれのゴール(目標)も意識しながら各種施策を推進します。

SDGsの17のゴール



## 6 計画の策定にあたっての取り組み

計画の策定にあたっては、市民や有識者など、関係者の方々の意見を反映させるために次の取り組みを行いました。

### (1)実態調査の実施

- ・令和4年10月から11月にかけて、仙台市介護保険被保険者資格を有している一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2の方を対象に「仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査(高齢者一般調査)」、要介護等高齢者を対象に「仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査(要介護者等調査)」を実施しました。
- ・令和5年7月に特別養護老人ホームに入所申し込みをしている高齢者を対象とする「特別養護老人ホーム入所希望者アンケート調査」や、市内の事業所等を対象とする実態調査を実施しました。

### (2)審議会等による検討

- ・仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会の合同委員会を開催し、計画の内容などについて検討しました。

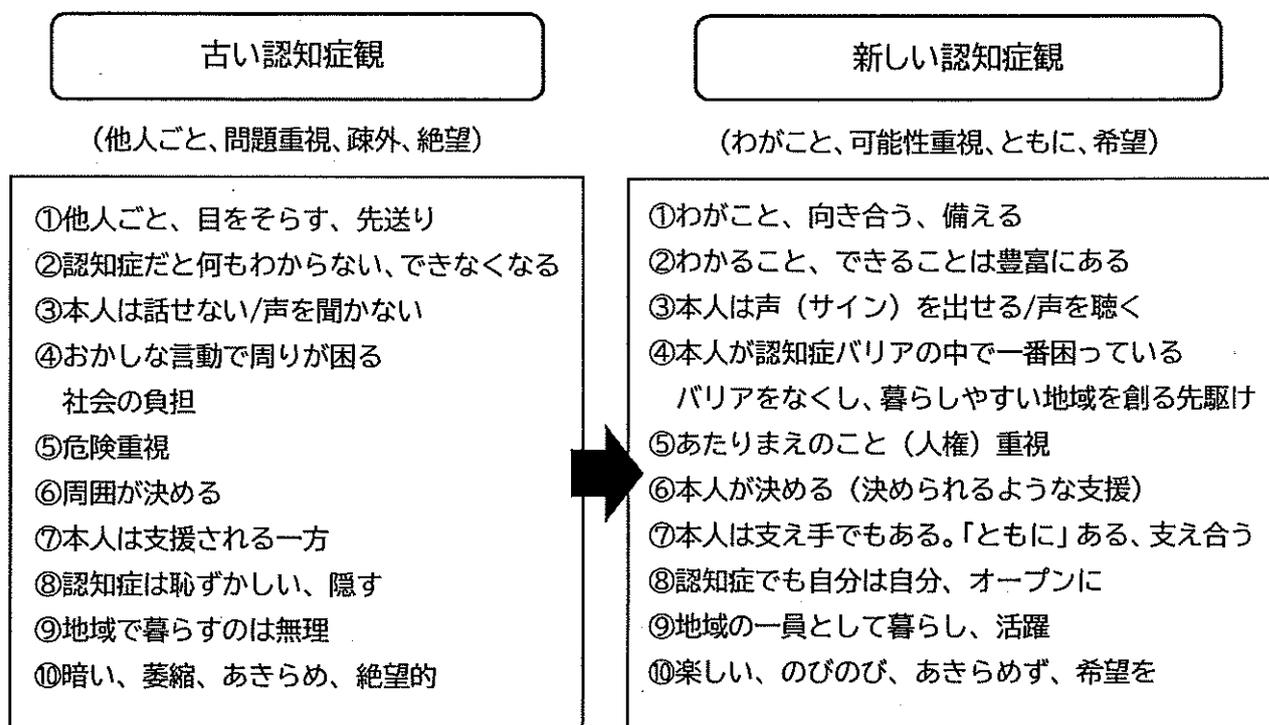
### (3)パブリックコメント、説明会の実施

- ・当中間案についてのパブリックコメントや市民説明会などを実施し、頂いた意見なども踏まえながら、令和5年度中に計画を策定する予定です。

## 【施策6】認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進

### (1) 市民一人ひとりが認知症への理解を深め、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広げる取り組みの推進

市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深め、自分事としてとらえるとともに、「認知症になったら何もわからなくなる」という否定的なイメージから、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観へと転換できるよう取り組みを進めます。



出典：令和5年1月 認知症地域支援体制整備全国合同セミナー資料  
(認知症介護研究・研修東京センターホームページ)をもとに作成

### ①認知症に対する正しい理解の促進

認知症の人の言葉や視点を重視し、自分事として認知症をとらえることができるよう、認知症の正しい知識と認知症の人に対する理解の普及啓発に努めるとともに、相談窓口の周知及び充実・強化を図ります。

#### <主な取り組み>

- 認知症サポーター養成講座の実施の拡充
- 認知症パートナー講座の実施
- 認知症カフェ等の設置及び活動推進
- 幅広い世代に向けた新しい認知症観の普及啓発
- 認知症月間(9月)認知症の日(9月21日)における認知症の普及啓発
- 認知症地域支援推進員等を中心とした普及啓発
- 地域包括支援センターによる認知症をテーマにした教室の開催
- 福祉系大学等との協定による認知症対応の充実
- 認知症ケアパス(全市版・地域版・個人版)の普及・更新

### ②認知症の人と家族の参画と本人発信支援

認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みや、認知症の人が希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人とともに新しい認知症観を広げる取り組みを進めます。

#### <主な取り組み>

- 認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みの推進
- 認知症の人とともに、新しい認知症観を広げるための媒体(動画、ホームページ等)を作成
- ピアサポート活動支援事業の促進
- 認知症パートナー講座の講師等としての取り組みによる普及啓発の推進
- 認知症の人の意思決定を後押しする「希望をかなえるヘルプカード」の普及・活用推進
- 認知症地域支援推進員等や関係機関による「本人の何気ないひとこと」の記録・集約を通じた課題解決

※下線の取り組みは新規施策

## (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化と共生社会づくりの推進

認知症になっても、できるかぎり住み慣れた地域で日常生活を続けられるようにするための取り組みを、認知症の人や関係機関と連携し進めるとともに、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、地域で共に暮らし、地域を一緒に創っていく共生社会づくりを推進します。

- ①認知症の人と家族が希望を持って暮らし続けることができる取り組みの強化  
認知症は誰もがなりうるものであることを踏まえ、相互に支え合いながら、希望を持って暮らし続けることができる取り組みを強化します。

### <主な取り組み>

- 認知症パートナー情報交換会の実施
- 仙台版チームオレンジの設置に向けた検討
- 認知症の人が安心して買い物ができる体制づくりの検討
- 認知症ケアパス（全市版・地域版・個人版）の普及・更新・配架等を通じた地域における支援体制の構築の推進
- 認知症地域支援推進員の配置先の拡充の検討
- 認知症の本人と家族への一体的支援実施に向けた検討
- 若年性認知症に関する普及啓発と研修、つどい等の周知
- 認知症の人の意欲及び能力に応じて働くことができる場の確保に向けた周知・啓発
- 行方不明高齢者等を早期に発見・保護するためのSOSネットワークシステムにおける警察署、タクシー会社等関係機関との連携
- 認知症の人の見守りネットワーク事業による行方不明高齢者等の搜索支援
- 介護サービス基盤の整備

- ②認知症の人が役割を持ち、地域づくりの一員として活躍する機会や場の創出  
認知症になっても、支えられる側だけではなく支える側としての役割を担いながら、個性や能力を発揮し生きがいを持って生活することができるよう、さまざまな事業や場に参画する機会を設けます。

### <主な取り組み>

- 認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みの推進（再掲）
- ピアサポート活動支援事業の促進（再掲）
- 新たなピアサポーターを増やす仕組みづくりの検討
- 認知症パートナー講座の講師等の役割の創出

※下線の取り組みは新規施策

- 認知症の人の意欲及び能力に応じて働くことができる場の確保に向けた周知・啓発（再掲）

### ③認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

日常生活や社会生活等において、認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるようにするための取り組みや、権利擁護に関する相談・支援や成年後見制度の利用に向けた支援等に適切につながるような取り組みを推進します。

#### <主な取り組み>

- 認知症ケアパス個人版の普及・活用促進
- 認知症の人の意思決定を後押しする「希望をかなえるヘルプカード」の普及・活用推進（再掲）
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）等への、認知症の人の意思決定を支援するツールの活用等の啓発
- 介護従事者向けの各種研修への認知症の人の意思が適切に医療に反映されるための意思決定支援に関するプログラム導入
- 区、総合支所及び地域包括支援センター等による権利擁護及び成年後見制度の活用に関する相談・支援（再掲）

### ④認知症の人の介護家族等への支援の充実

認知症の人を介護する家族が孤立することがないように、悩みなどを共有する場づくりや介護家族等に寄り添い、個々の状況を配慮した相談支援の充実を図ります。

#### <主な取り組み>

- 認知症カフェ等の設置及び活動推進（再掲）
- 認知症の人と家族の会宮城県支部と連携したもの忘れ電話相談と介護経験者による相談会の開催
- 認知症の人を介護する家族交流会の開催など家族支援の強化
- 認知症の本人と家族への一体的支援実施に向けた検討（再掲）
- 民間商業施設等の場で気軽に相談できる相談会等の実施の検討

※下線の取り組みは新規施策

### (3) 医療・介護専門職等の多職種連携による認知症への対応力の強化

認知症の人や家族への支援において重要な役割を担う医療・保健・福祉の関係機関の多職種連携強化を図るなど、支援体制を充実します。

#### ①認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援

認知症の人や認知症の可能性のある人に対して、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等が連携し早期相談・早期診断・早期対応につなげます。

##### <主な取り組み>

- 地域包括支援センター等による早期支援等の対応の強化
- 認知症の人と家族の会宮城県支部と連携したもの忘れ電話相談の実施(再掲)
- 認知症対応薬局等による認知症相談窓口の周知・啓発
- 自分でできる認知症の気づきチェックシート等の普及啓発
- 認知症初期集中支援チームによる支援の実施
- かかりつけ医、訪問診療医等の医療機関と連携し、適切に医療へつなぐ支援の実施
- 認知症疾患医療センターによる鑑別診断や相談、関係機関との連携、診断後支援の拡充
- 認知症の人同士が早期に出会える体制づくりの検討
- 仙台市認知症対策推進会議の開催による関係機関との連携
- 地域ケア会議による地域の関係機関の連携強化
- かかりつけ医、認知症サポート医、その他医療専門職や介護職、地域関係者の連携の促進
- 認知症アセスメントシートの活用による的確なアセスメントの普及と関係機関による円滑な情報共有の推進

#### ②医療従事者の認知症対応力向上

認知症の人に関わる医療従事者を対象に、認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすために必要な基本知識や、医療・介護連携の重要性について理解を深めるための研修を実施します。

##### <主な取り組み>

- 認知症サポート医養成研修・フォローアップ研修の実施
- かかりつけ医・病院勤務の医療従事者・歯科医師・薬剤師・看護職員の認知症対応力向上研修の実施
- 医療従事者向けの各種研修への認知症の人の意思が適切に医療に反映されるための意思決定支援に関するプログラム導入

※下線の取り組みは新規施策

### ③介護従事者の認知症対応力向上

認知症の人の意思と尊厳を尊重した上で、状態に応じた適切な支援が提供されるよう、認知症介護等に関する研修を実施し、介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。

#### <主な取り組み>

- 認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）の実施
- 認知症対応型サービス事業開設者研修、管理者研修の実施
- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施
- 認知症介護指導者養成研修の実施
- 認知症介護指導者フォローアップ研修の実施
- 研修事業等における認知症介護指導者ネットワーク仙台との連携
- 認知症介護研究・研修仙台センターと連携した研修事業等の実施
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）等への、認知症の人の意思決定を支援するツールの活用等の啓発（再掲）

※下線の取り組みは新規施策